

# 第1章 計画策定に当たって

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置付け
- 3 計画の期間
- 4 計画策定方法



「いこいな」

©シンエイ／西東京市

# 1 計画策定の趣旨

## ■国の動向

- 平成12年6月公布の社会福祉法改正で地域福祉計画の策定が規定されて以降、平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」における地域共生社会の理念提示、平成29年6月公布の社会福祉法一部改正における地域福祉計画策定の努力義務化等が進められました。
- 令和2年6月公布の地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律では、市町村における包括的な支援体制構築のための支援が規定され、社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業が新たに創設されました。重層的支援体制整備事業は、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援と、地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備するものです。

### 第4期西東京市地域福祉計画期間中の国の主な動き

	法律・通知関係	報告書・会議関係
令和元年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行	「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめ
令和2年	「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」公布	
令和3年	厚生労働省通知「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の一部を改正する件について」 「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（地域福祉計画策定ガイドライン）」改正	「孤独・孤立対策の重点計画」閣議決定
令和4年	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布 「こども基本法」公布	「第二期成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定 「生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理」まとめ
令和5年	「孤独・孤立対策推進法」公布 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」公布	「第二次再犯防止推進計画」閣議決定

## ■東京都の動向

- 東京都では、平成18年2月に「福祉・健康都市 東京ビジョン」が策定されました。
- その後、社会福祉法の改正を始めとする法・制度の動向を受け、平成30年3月に「東京都地域福祉支援計画」、令和3年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」がそれぞれ策定されました。
- 令和元年7月には「東京都再犯防止推進計画」が策定されました。

### 「第二期東京都地域福祉支援計画」の主な項目

#### <3つの基本理念>

- 理念1 誰もが、所属や世代を超え、地域で共に参加・協働し、互いに支え、支えられながら、生きがいと尊厳を持って、安心して暮らすことができる東京
- 理念2 地域の課題について、身近な場において包括的に相談でき、解決に向けてつながることができる東京
- 理念3 多様な主体が、それぞれの専門性や個性を活かし、地域づくりに参画することができる東京

#### <主な改定事項>

- 前計画後の社会情勢の変化を反映（社会福祉法の改正、コロナ禍の影響等）
- 顕在化した複合的な地域生活課題についての対応等を新規掲載・追加記述（ヤングケアラー\*、ひきこもり\*状態にある方等）

## ■新たな社会課題

### <孤独・孤立対策の視点>

- 国では、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題に対応するため、「孤独・孤立対策推進法」が令和5年6月に公布されました。また、法律制定に先立ち、「孤独・孤立対策の重点計画」を令和3年度から策定しています。計画の中では、当事者や家族等の状況等に応じて多様なアプローチや手法による対応が求められること、孤独・孤立を生まない社会をつくる観点等が挙げられています。
- 誰にでも起こり得る孤独・孤立の問題について、「望まない孤独」及び「孤立」の状態にある当事者や家族等に対し、本人が望む形で社会参加ができるよう、社会全体で一層の取組が必要となっています。

### <新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえた視点>

- 令和2年に始まった新型コロナウイルス感染症の感染拡大（パンデミック）（以下「コロナ禍」という。）は、それまでの経済活動や生活様式を大きく変えました。
- ほかの感染症の感染拡大が発生するなどした際には、福祉的な支援の必要性が高まることも考えられることから、新型コロナウイルス感染症によって生じた福祉的な課題を関係者間で共有し、この経験を後世に活かす必要があります。
- コロナ禍をきっかけとし、新しい生活様式として広がったオンラインツールを相談支援や多世代のつながり等に活用していくことが期待されています。

## <SDGsの視点>

- SDGs(エス・ディー・ジーズ 持続可能な開発目標)は、平成27年9月の国連サミットで採択された、令和12(2030)年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。
- 我が国でも、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標(ゴール)の達成に向けて取り組んでいます。
- 本市では、令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで10年間のまちづくりの方向性を示す第3次基本構想・基本計画(以下、「総合計画」という。)において、SDGs(持続可能な開発目標)を意識してあらゆる施策を推進する考えを示しています。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



- 本計画においても、特に関連が深いSDGsの目標(ゴール)を念頭において、取り組む必要があります。

### 本計画と特に関連が深いSDGsの目標(ゴール)



## ■西東京市の取組、計画策定の趣旨

- 本市では、平成12年6月公布の社会福祉法改正を受け、平成16年3月に「西東京市地域福祉計画」を策定しました。以降、平成21年3月に第2期、平成26年3月に第3期、平成31年3月に第4期計画をそれぞれ策定し、法・制度の動向や市民ニーズに対応してきました。
- 本市の地域福祉計画の基本理念は、第2期計画以降、「地域でふれあい 支え合う 心のかようまち 西東京」としてきました。この基本理念を継承しつつ、第4期計画では、市民、行政や専門機関等を含めた地域のあらゆる主体が活かしあい、ともに活躍し、活気があるまちを目指すという意味を込め、副題に「～ともに生きる!まちづくり～」を設定しました。
- 第4期計画期間においては、「西東京市版地域共生社会」の推進に向けて、ほっとネット推進員\*の増加や地域福祉コーディネーター\*の増員等を図り、地域づくりを推進しました。
- 子ども相談室、困ったときに誰もが気軽に相談できる福祉丸ごと相談窓口、基幹相談支援センター\*2か所の開設、障害福祉分野におけるケースワーカー制の導入等、専門機関と連携した相談支援体制の強化を図りました。
- 人口・世帯の増加、少子高齢化と世帯の少人数化の進行、そして、コロナ禍等の影響もあり、世代や属性を越えたつながりを増やすことが依然として課題となっています。
- ひきこもり\*、ヤングケアラー\*、8050問題\*等の背景にある孤独・孤立の問題を始め、複雑化・複合化するニーズへの対応も重要な課題となっています。



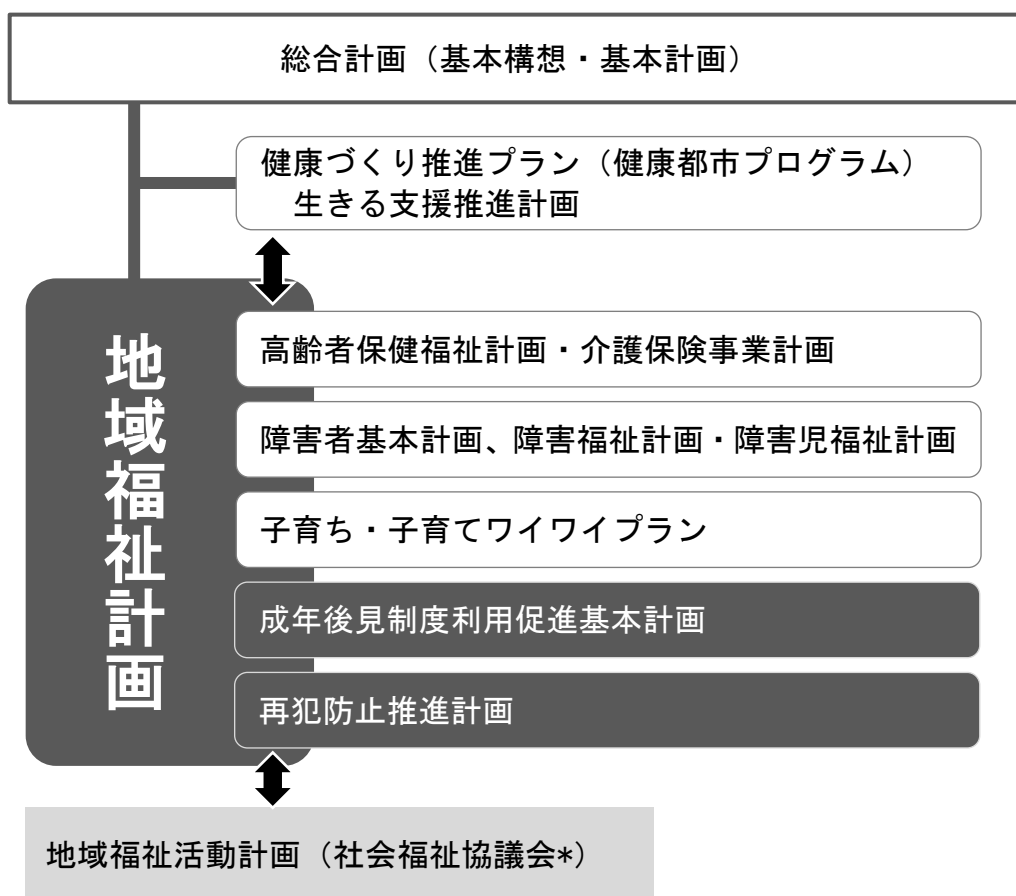
現行の第4期計画が令和5年度で満了することに伴い、法・制度の動向及び市を取り巻く状況を踏まえ、地域福祉に求められる役割を整理した上で、これまでの成果とこれからの課題への対応を推進するために、新たに「第5期西東京市地域福祉計画」を策定しました。

## 2 計画の位置付け

- 以下の法律を根拠に、3つの計画を一体的に策定しています。

◇社会福祉法第107条の規定に基づく「市町村地域福祉計画」  
◇成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「市町村成年後見制度利用促進基本計画」  
◇再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」

- 本計画は、総合計画を上位計画とし、その基本理念や目指すべき将来像、施策の目標を踏まえ、策定しています。
- 福祉分野の上位計画として、各種保健福祉計画（高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、子育て・子育てワイワイプラン）を横断的につなぐとともに、健康づくり推進プラン（健康都市プログラム）及び生きる支援推進計画と相互に調和を図りながら、健康福祉施策を推進する役割を担っています。
- 社会福祉協議会\*の「地域福祉活動計画」と本市が目指す地域共生社会の姿を共有し、相互に連携を図っています。



■地域福祉計画、成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画の関連表

地域福祉計画 (第5章)		成年後見制度利 用促進基本計画 (第7章)	再犯防止 推進計画 (第8章)
基本目標1 一人一人が活躍す る地域づくり	(1) 福祉教育・啓発の充実		●
	(2) 地域活動・ボランティア活動の参 画促進		
	(3) 専門的な人材の育成		
基本目標2 みんながつながり あう地域づくり	(1) 地域における活動の促進		
	(2) 交流・活動の場づくり		
	(3) 地域における連携体制づくり		
基本目標3 社会的孤立を防ぎ 必要な支援へつな ぐ仕組みづくり	(1) 支援に結び付ける仕組みづくり	●	●
	(2) 多様な生活課題への対応		●
	(3) 権利を擁護する仕組みづくり	●	
基本目標4 サービス内容の充 実・向上のための 仕組みづくり	(1) 情報提供の充実	●	●
	(2) 相談支援体制の充実		●
	(3) サービスの質の向上	●	●
基本目標5 災害や犯罪を防ぐ 環境づくり	(1) 防災対策の充実		
	(2) 防犯対策の充実		●
基本目標6 誰もが快適に暮ら せる環境づくり	(1) 人にやさしいまちづくりの推進		
	(2) 移動手段の確保		
	(3) 就労に困難を抱える方の就労支援		●

### 3 計画の期間

- 計画期間は、令和6(2024)年度から令和10(2028)年度までの5か年です。

		令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5 (2023)	6 (2024)	7 (2025)	8 (2026)	9 (2027)	10 (2028)	
総合計画	基本構想	第2次基本構想 (H26~)					第3次基本構想 (~R15)					
	基本計画	後期基本計画					基本計画					
地域福祉計画		第4期					第5期					
成年後見制度利用促進基本計画							一体的に策定	第1期				
再犯防止推進計画							第1期					
健康づくり推進プラン (健康都市プログラム)		第2次 (計画期間を1年延伸) (H25~)					第3次 (~R15) 一体的に策定					
生きる支援推進計画		第1次 (計画期間を1年短縮)					第2次 (~R15) 一体的に策定					
地域福祉活動計画 (社会福祉協議会*)		第四次					第五次					
高齢者保健福祉計画・ 介護保険事業計画		(H30~) 第7期	第8期			第9期						
障害者基本計画		第2次 (H26~)					第3次 (~R15)					
障害福祉計画		(H30~) 第5期	第6期			第7期						
障害児福祉計画		(H30~) 第1期	第2期			第3期						
子育て・子育てワイワイプラン		第2期 (H27~)										

### 4 計画策定方法

- 計画策定に当たり、多くの方々から意見をお聞きしました(資料編に実施概要を掲載)。

- (1) 市民(18歳以上)、民生委員・児童委員\*アンケート調査
- (2) 小・中学生、高校生、大学生等アンケート調査
- (3) 地区懇談会
- (4) 中高生向けワークショップ、ネットワークに係るアンケート、まちづくりフェス来場者アンケート
- (5) 団体・事業者調査
- (6) 西東京市地域福祉計画策定・普及推進委員会
- (7) パブリックコメント・市民説明会